

高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食費の無償化の実施に合わせ、食物アレルギーのため学校給食の代替として弁当の持参を必要とする児童生徒の保護者に対し、当該弁当持参に必要な経費の一部を助成することにより、学校給食の無償化により学校給食の提供を受ける保護者との公平性を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 高山市立学校の設置等に関する条例（昭和39年高山市条例第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (2) 食物アレルギー 医師の診断による食物アレルギー疾病をいう。
- (3) 代替弁当 食物アレルギーのため、医師から食事療法が指示されたことにより、学校給食の代替として家庭から持参した弁当のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市立学校に在籍している市内在住の児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高山市学校給食センター又は古川国府給食センターにおいて提供される除去食及び代替食で対応することができない食物アレルギーがあるため、学校給食の提供を一切受けることができず、配食を停止して代替弁当を持参している児童生徒の保護者
- (2) 文部科学省が示す「学校給食における食物アレルギー対応指針」において示されている弁当対応の考慮対象となり、安全な給食提供が困難なため、配食を停止して代替弁当を持参している児童生徒の保護者

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費は、代替弁当の持参のために要した費用とし、補助金の額は、次の各号に掲げる在籍している市立学校の区分に応じ、当該各号に規定する一食単価に代替弁当を持参した日数を乗じた額とする。ただし、保護者が国又は県から給食に係る費用の全部又は一部の扶助、補助又は援助等を受けた場合は、当該金額を補助金の額から差し引くものとする。

- (1) 小学校（義務教育学校前期課程を含み、国府小学校を除く。） 351円
- (2) 中学校（義務教育学校後期課程を含み、国府中学校を除く。） 423円
- (3) 国府小学校 341円
- (4) 国府中学校 404円

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高山市立学校管理規則(平成12年高山市教育委員会規則第6号)第4条第1項各号に規定する学期毎に、高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の書類を添付し、在籍校の校長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 学校生活管理指導表の写し(申請年度に係るもの)
- (2) 在籍学校の出席状況を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金交付(却下)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に規定する内容に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高山市長 印

高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金交付（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金について、高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定内容 交付
却下（理由 ）
- 2 補助金の額 円
- 3 交付条件等

別記様式第3号（第6条関係）

高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金請求書

年 月 日

（あて先）高山市長

請求者 住 所
（保護者）氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金について、高山市学校給食アレルギー対応代替弁当補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

振込先 金融機関	金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

※口座名義人は、申請（請求）者と同一であること。